

政務活動費の導入について

1 確認事項

(1) これまでの主な経過

- ア 令和3年 7月2日 議長諮問事項に対する議会運営委員会の答申
- イ 令和4年 9月5日 議長諮問事項に対する議会運営委員会の答申
- ※ 「イ」では「令和6年度末をめどに導入の結論を出すことを目標」と明記
- ※ 令和6年度活性化計画において「多様な議員のなり手実現に向けて検証」に明記
- ウ 令和6年10月17日 第16回議会運営委員会
- エ 令和6年10月30日 第12回全員協議会
- オ 令和6年11月22日 第19回議会運営委員会
- カ 令和6年12月 4日 第20回議会運営委員会
- キ 令和6年12月 9日 議員研修
- ク 令和6年12月18日 議員間討議
- ケ 令和6年12月20日 第22回議会運営委員会
- コ 令和6年12月20日 第15回全員協議会
- サ 令和6年 1月24日 第23回議会運営委員会

2 検討スケジュール<第15回全員協議会決定(令和6年12月20日)>

- (1) 議員研修会で出された課題を踏まえた議運案整理(～令和7年2月)
(使途費目、使途基準、交付方法、交付金額、情報公開手法、使途審査機能、内規等)
- (2) 議員間討議による課題検討・協議、原案確定(～4月)
- (3) 議会サポーターとの協議(～7月)
- (4) 議会改革諮問会議への諮問(～9月)
- (5) 議会提案～議決(～12月)

3 導入に向けた論点(議員研修会で出された検討課題)

- (1) 政務活動費の意義を議会全体で確認する(制度目的の共有)。
- (2) 交付条例案と交付基準を作成する(使途の明確化)。
- (3) 議会報告会等で政務活動費の意義や活用を住民に説明する(使途の透明性)。
- (4) 政務活動費に係る事務のマニュアル化を進める(適正明快な一連の手続)。